

令和7年第1回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

鍵 隆 浩 司

押印掲載
を省略

1 日時 令和7年1月28日(火) 10時00分～11時25分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎8階 第5委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

石川 宣子 委員

鍵屋 浩司 委員

平岡 智広 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

渡邊 信一

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

関本 英嗣

財政局 財政部 契約課 管理係長

相澤 文

都市整備局 技術管理室 技術企画担当課長兼被災地支援担当課長

渡部 昭彦

都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画担当係長

渡邊 康英

水道局 総務部 財務課長

林 雄次

水道局 総務部 財務課 契約係長

高橋 仁和子

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

木皿 尚宏

水道局 給水部 東配水課長

加藤 博

水道局 給水部 東配水課 管路係長

早坂 伴浩

交通局 総務部 財務課長

相澤 俊宏

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

高橋 賢士

交通局 鉄道技術部 電気課長

五十嵐 隆洋

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 蘆立 順美 委員

会議録署名委員： 鍵屋 浩司 委員

(1) 工事に係る入札及び契約の手の続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(会議資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(会議資料 P. 2～27)、「指名停止の運用状況一覧表」(会議資料 P. 28)に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
指名停止事由の背景について	委員	No. 1の案件は落札候補者となった後に人員確保ができなかったため辞退したとのことだが、一般的に落札から着手までの期間はどれ程あるか。この期間が長ければ事業者側で人員手配をしやすいのではないか。
	事務局	落札決定から契約締結まで10日間で、その翌日が工事着手日となる。 仙台市としては、一般に、事業者は人員を確保した上で入札参加申請をするものと認識している。
指名停止事由について	委員	No. 2の案件について、海洋汚染防止法違反により罰金刑の略式命令を受けたことが指名停止の理由となっているが、違反内容と入札等との関連性を踏まえて指名停止対象であると判断がなされているのか。
	事務局	本案件は、有資格業者に対する指名停止に関する要綱実施要領／第7条 不正又は不誠実な行為による指名停止／(5)廃棄物の不法投棄等／ウ に定める、「…廃棄物の不法投棄等の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合」に該当すると判断した。
	委員	No. 2の案件は宮城県において指名停止となったとのことだが、こういった他自治体の情報はどのように収集しているのか。
	事務局	公共工事契約業務連絡協議会という国、都道府県で構成しているネットワークでの情報共有や、インターネット等の記事情報等により情報収集を行っている。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 294 件の工事のうち、米谷委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 29 参照)
 なお、その際案件の抽出に関し、次の質疑がなされた。

論点等	発言者	発言内容
仮契約案件の取扱いについて	委員	事案を抽出した際、今回の委員会での議論に適さないとして差替えを依頼された案件が1件あった。その経緯についてこの場で共有した方がよいと考える。
	事務局	入札方式別発注工事一覧表の中に仮契約状態の案件が含まれており、委員会で審議いただくにあたっては本契約まで締結したものの方がよからうということ、選び直しをお願いした次第である。
	委員	差替え依頼の際になされた説明の内容は次のようなものであった。 当該の電気設備工事案件と同時に発注した、同一施設において施工する建築工事の入札が不調になり、再公告を行った。これらは関連する工事のため、先に仮契約となっていた当該案件についても本契約が遅れることとなった。仮契約の案件については資料上一部掲載できない項目があり、十分な審議ができない可能性があるため別件を抽出していただきたい、という旨の説明があった。
	委員	仮契約の案件については、一覧表上で判別できる状態であることが望ましい。資料作成時、委員会開催時期と仮契約・本契約のタイミングによって、案件が一覧上から欠落する事のないよう対策されたい。
	事務局	仮契約済み案件が本契約に至るまで長期間を要することとなるのは今回初めて発生したケースであった。入札自体は完了しているため資料上に列挙されるものだが、資料作成時の仮契約案件の取り扱いについて整理する。

2) 委員会において、1) の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①海岸公園（藤塚地区）避難の丘整備工事（平岡委員抽出）
- ③仙台スタジアム大規模改修工事（米谷委員抽出）
- ⑤仙台市泉ひまわりの家大規模改修電気設備工事（石川委員抽出）
- ⑦（市）中野四丁目 3 号線舗装改修工事（鍵屋委員抽出）
- ⑧管整 第 204-205 号 口径 50・75・100 耗 鶴ヶ谷四丁目地内配水支管更新工事（米谷委員抽出）

◆指名競争入札

- ⑩令和 6 年度地下鉄東西線無停電電源設備蓄電池更新工事（八木山動物公園電気室外 3 箇所）（米谷委員抽出）

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①海岸公園（藤塚地区）避難の丘整備工事」について

論点等	発言者	発言内容
総額判断基準価格について	委員	本案件では落札額が総額判断基準価格を下回っているがこれは有効な入札か。
	事務局	失格基準価格と総額判断基準価格について、工事請負契約に係る失格基準取扱要綱で定義しており、総額判断基準価格は失格基準を適用する基準となる価格である。失格基準価格の方が総額判断基準価格よりも低く、失格基準価格を下回る金額では工事の施工が難しいと判断し、失格としている。 本案件の落札額は総額判断基準価格を下回っているが、失格基準価格を上回っているため有効と判断した。

「③仙台スタジアム大規模改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加者数について	委員	本案件は1、2回目で入札がなく3回目の入札で1者が参加・落札したが、入札が少なかった理由は何か。専門性が高く施工可能な事業者が限られるような内容だったか。
	事務局	技術者不足の影響を大きく受けたと推察する。内容については、極めて専門的ということではなく、工種として珍しいものではない。
	委員	技術者不足の状況は工種によって異なるか。
	事務局	建築や機械、電気設備等の工種は民間需要も高く、技術者が不足しやすいと言える。それに対し、土木工事は公共事業の割合が多く民間需要が少ないことから技術者を確保しやすく、入札参加者も比較的多い傾向にある。
工事内容の見直しについて	委員	入札なしによる不調が続いた場合に行う工事内容の見直しはどのように行っているか。
	事務局	不調になった場合、もう一度積算基準に基づいて設計金額を算出する。その他、事業者ヒアリングを行い業界の状況を把握して工事内容の見直しを行う。本案件では予定価格を約1億円増額し、規模を拡大して発注した。工事規模によって参加しやすくなる、あるいはしづらくなることもあるため、大きすぎる工事は分割する等、様々な工夫を行っている。

「⑤仙台市泉ひまわりの家大規模改修電気設備工事」について

論点等	発言者	発言内容
失格基準価格について	委員	失格基準価格を下回った事業者が多かった原因は何か。予定価格が高すぎた可能性はないか。
	事務局	予定価格は積算基準を基に設定され、適正なものと理解している。本案件は入札参加者数が多く、競争性が強く働いた結果ではないかと考える。
	委員	積算時、事業者に見積もりを取ることはないか。
	事務局	基本的には発注部局で積算を行う。特殊設備等、積算基準で算出することができない部分について見積もりを取る場合はある。

「⑦（市）中野四丁目３号線舗装改修工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札金額について	委員	落札者の入札金額が予定価格に非常に近く、その他の入札金額はいずれも予定価格から離れた額で互いに近接した額となっている。総額判断基準価格は入札参加者側である程度予想できるものか。
	事務局	予定価格は事前公表しており、それを参考に事業者側でそれぞれ積算して入札するという流れの中で、各事業者が算出した金額が同じような規模の額になったと捉えている。
	委員	入札金額は総額のみで提出するものか。あるいは各費目の内訳も提出するものか。
	事務局	総額のみで入札するが、その際に費目内訳書を提出していただく。入札金額が総額判断基準価格を下回っているものについては費目内訳書を確認し、費目ごとに失格基準価格と照らし合わせて失格かを判断する。
予定価格について	委員	本案件で失格となった入札は、ほとんどが直接工事費、共通仮設費の費目で失格となっている。これは直接工事費、共通仮設費の設定が高すぎるためではないか。積算を案件ごとに、柔軟に調整することは難しいか。
	事務局	公共工事であるため、予定価格の算出は積算基準に基づいて行うこととなっており、調整はできない。舗装工事は競争性が働きやすい工種であり、本案件もその性質上、各事業者の努力により入札金額が引き下げられた結果であると理解している。

「⑧管整 第 2024-205 号 口径 50・75・100 耗 鶴ヶ谷四丁目地内配水支管更新工事」
について

論点等	発言者	発言内容
入札参加者数について	委員	水道局の配管工事では1～2者入札が多く見受けられるが、入札参加者数が少ない背景としてどのような事情があるか。
	事務局	配水支管更新工事は対象箇所が多く、また、地震や老朽化への対策が喫緊の課題であることから実施のペースアップを図っており、それに伴い発注工事の分量も増えている。令和5年度から入札参加者数が減少し、再公告も発生する状況が続いている。事業者側の事情としては技術者確保の難しさがあるようだ。
	委員	それは仙台市に限らず、全国的な課題か。
	事務局	再公告を行う際、参加条件の所在地要件を市内本店から市内営業所に拡大し、地元の事業者以外も参加できる対応を行っているが、これまでのところ市内営業所の事業者からの参加は限定的であり、仙台以外の地域でも同様の状況であると推察している。
再公告の増加について	委員	再公告はどの程度増えているか。
	事務局	令和5年度は16件、令和6年度は1月開札分までで13件が再公告となっている。なお、令和4年度は入札不調が1件のみだった。 技術者を確保できるよう、発注タイミングや工期の長さを調整する等、試行錯誤を続けている。

「⑩令和6年度地下鉄東西線無停電電源設備蓄電池更新工事（八木山動物公園電気室外3箇所）」について

論点等	発言者	発言内容
契約方法について	委員	当該の蓄電池は、他社製品では代えられない特殊なものであるか。
	事務局	動作保証を含まず蓄電池更新のみを行う場合、競争入札で発注している事例もある。本案件の施工対象には蓄電池だけでなく制御装置の改修も一部含まれることから、動作確認・試験調整ができる既設製品メーカーとの特命随意契約とした。
	委員	今後も蓄電池交換は当該事業者との随意契約となるのか。 また、他社製の電源設備で使用可能な汎用蓄電池は存在しないのか。
	事務局	当該事業者の製品を採用している箇所についてはそうなる。 単純な電池のみの交換であれば他社製蓄電池を許容するメーカーもあり、その場合は競争入札で発注している。

入札方法について	委員	電源設備を設置する際、他社製蓄電池を許容するメーカーを選定していれば蓄電池交換について競争入札に付すことができた可能性がある。 公告時、その点を技術仕様に盛り込む必要はないという判断だったか。
	事務局	メーカーの動作保証に係る課題であるため、設備の中で特命随意契約でなくとも更新できる部分はないか等、競争入札の範囲を広げる交渉は今後も続けていく。

以上のほか「全体を通しての質疑」について
特に質問はなかった。

6 その他

今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は平岡委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和7年5月中旬の予定である。

7 閉会